

入居者が安心して暮らせるアパートの普及を目指して



三重県防犯協会連合会は、三重県警察と連携し、三重県内の犯罪を防止するための広報啓発活動等を行っています。県内の犯罪情勢は、住宅を対象とする侵入犯罪は減少傾向にありますが、空き巣や忍び込み、強盗、性犯罪などは依然として発生しており、特に集合住宅で多く発生し、人々の日常の生活を脅かしています。一方、一昔前まで、家を留守にする際にはお隣さん同士声を掛け合うなど地域の防犯に重要な役割を担ってきた相互扶助、相互監視の慣習が崩れてきており、近隣住民同士の無関心が犯罪者にとって好都合なことも問題となっています。

特に、アパートは一戸建て住宅よりも住人の出入りが多く、住人同士の繋がりが希薄で空き巣などの侵入窃盗等の犯罪被害に遭いやすいため、警察をはじめ、防犯設備に関するプロである防犯設備士や建築士と協力してセキュリティ機能を高め、一定の基準に適合した防犯性能を有すると認められたアパートを「三重県防犯優良アパート」として認定し、認定されたアパートには「防犯優良アパート」のプレートを発行して建物に掲示することにより、侵入の抑止効果を高めるなど、侵入犯罪の未然防止に貢献しようとするのが、この「防犯優良アパート」制度であります。

住民が安心して生活ができるためには、何よりもまず、安全な居住環境を確保することが第一です。この防犯機能の優れた「三重県防犯優良アパート」を増やすことにより、「犯罪に強い安全で安心なまちづくり」を図ってゆきたいと考えておりますので、どうかご理解とご協力をお願い申しげます。

平成25年2月吉日

社団法人 三重県防犯協会連合会 専務理事 森岡 豊

「県民と共に築く安全で安心な三重」の実現を目指して

県内の刑法犯認知件数は、平成14年の47,600件をピークに年々減少傾向にあり、平成24年中はその半数以下となるなど、件数自体は回復傾向にあると考えております。

しかしながら、昨年は社会的に弱い立場にある女性を狙った強制わいせつ事案やひったくりが増加するなど、厳しい状況にありました。また、平成24年に県が実施した「第1回三重県民意識調査」において『犯罪や事故が少なく、安全に暮らしていると感じているか。』との質問に対して、県民1万人のうち、4割近い方が「実感していない」と回答するなど、県民の多くは、体感として得られる一層の安心感と、安全に暮らせる社会を希望していることが窺えました。

三重県防犯優良アパートが導入される背景として、集合住宅における地域コミュニティの希薄化を始め入居後に防犯設備を充実させることが困難な状況にあるほか、今後の高齢化社会で長寿が予想される女性の生活や未婚率及び離婚率の上昇により、独り暮らし世帯が増加することで、住宅侵入犯罪の増大による性犯罪や強盗等の凶悪事件の多発が懸念されることにあります。

三重県警察生活企画課犯罪抑止対策室では、三重県防犯優良アパート制度が県内で広く普及し、定着化がなされるよう、広報などによる協力をさせていただいております。県民の皆様にも本制度の主旨をご理解いただくとともに、積極的な制度の利活用による「犯罪のない三重のまちづくり」にご協力を賜りたく、よろしくお願ひいたします。

平成25年2月吉日

三重県警察本部 生活企画課犯罪抑止対策室

防犯優良アパート認定制度のねらい

アパートの侵入犯罪防止に対する高いニーズ

入居者

- 侵入犯罪の被害リスクの軽減
- 入居者本人、家族の不安軽減

オーナー、住宅会社

- 一般アパートとの差別化による入居率アップ
- 入居希望者に対する防犯ニーズへの対応
- 管理アパートでの犯罪被害防止

安全・安心な
住環境の実現

防犯優良アパート認定制度

この制度の概要

賃貸集合住宅では、一般的に地域のコミュニケーションが希薄になります。また、入居者が防犯設備を備えることも困難で侵入窃盗や、さらに凶悪な犯罪へエスカレートする傾向があります。

このことから、住宅への侵入犯罪防止のため、侵入されにくい環境、設備の充実や万一に備えた通報設備など、一定の審査基準に合致した防犯性能を備えているアパートを「防犯優良アパート」として認定する制度で、三重県警察が後援しています。

なお、認定を受けられるアパートは既築、新築を問いません。

【共同認定機関】

社団法人 三重県防犯協会連合会

社団法人 三重県建築士会

NPO法人 三重県防犯設備協会

【後援】

三重県警察

【対象物件】

県内の全て（既築、新築）のアパート

【申請者】

物件のオーナー、管理者、代理人

【認定プレート】

認定を受けた物件に認定プレートを交付

【手数料】

認定申請（新築）・・・150,000円

認定申請（既築）・・・87,000円

（いずれも認定プレート代含む）



認定プレート

認定基準

● 侵入されにくい構造・設備の完備

共用出入口、駐車場への防犯カメラの設置、夜間照度、見通しの確保、優れた錠前、防犯ガラスまたはガラス破壊検知アラームの設置など



防犯カメラ



ピッキング対策錠



テレビ付インターホン



ガラス破壊アラーム

● 侵入された場合の外部への連絡手段の完備

玄関、浴室、寝室への屋外警報設備と連動する発信機の設置など



非常ボタン



屋外警報器

(屋外への警報装置)